

奈良県防災行政通信ネットワークシステム

運用管理規程

平成22年4月

奈良県

## 目 次

第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条）

第 2 章 組織（第 3 条～第 4 条）

第 3 章 運用（第 5 条～第 1 0 条）

第 4 章 通信局の管理（第 1 1 条～第 1 4 条）

附 則

## 第1章 総 則

### (趣 旨)

第1条 奈良県防災行政通信ネットワークシステム運用管理規程（以下「規程」という。）は、奈良県防災行政通信ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）の適正な運営を図ることを目的として、電波法（昭和25年法律第131号）（以下「法」という。）及び地域衛星通信ネットワーク契約約款（財団法人自治体衛星通信機構）に定めのあるもののほか、ネットワークシステムの運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「通信局」とは、ネットワークシステムを構成する通信設備及びそれを操作する者の総体をいう。
- (2)「統制局」とは、県庁に設置された通信局で、ネットワークシステムの運用を総合的に統制管理するものをいう。
- (3)「中継局」とは、無線中継所に設置された通信局をいう。
- (4)「2次中継局」とは、「中継局」のうち単一无線回線の中継する通信局をいう。
- (5)「支部局」とは、土木事務所に設置された通信局をいう。
- (6)「端末局」とは、「統制局」、「中継局」及び「支部局」以外の通信局をいう。
- (7)「移動局」とは、車載、携帯又は可搬型として設置された全県移動、地区移動及び衛星移動の通信局をいう。

## 第2章 組 織

### (システム管理者及び副システム管理者)

第3条 統制局にシステム管理者及び副システム管理者を置く。

- 2 システム管理者には、奈良県危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 副システム管理者には、奈良県総務部知事公室防災統括室長の職にある者をもって充てる。
- 4 システム管理者は、すべての通信局を総括し、その運用を統制・管理する。

- 5 副システム管理者は、システム管理者を補佐し、システム管理者に事故あるときは、その職務を代行する。

(通信管理者)

第4条 通信局に通信管理者を置く。

- 2 通信管理者には、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 統制局及び中継局  
総務部知事公室防災統括室ネットワークシステム  
担当主幹
  - (2) 支部局及び端末局
    - ア 市町村  
防災主管部（課）長
    - イ 消防本部  
消防長
    - ウ 県の出先機関  
通信局を置いている機関の責任者
    - エ 防災関係機関  
それぞれの機関の長が指名する者
  - (3) 移動局  
移動局の常置場所の通信管理者
- 3 通信管理者は当該通信局の管理及び運用に関する事務を掌理する。

### 第3章 運用

(運用)

第5条 ネットワークシステムの運用は、別に定める「防災行政通信ネットワークシステム運用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、システム管理者及び通信管理者の管理のもとに行い、これを濫用してはならない。

(通信の優先)

第6条 人命救助が必要な場合、災害が発生し若しくはその恐れがある場合、又は特に緊急を要する場合（以下「非常時等」という。）における通信は、他のいかなる通信にも優先しておこなうものとする。

## (通信の制限)

第7条 システム管理者は、非常時等に通話等に支障がある場合、通信を制限することができる。

## (通信体制の確保)

第8条 通信管理者は、非常時等において通信の確保を図るため、非常時の通信体制を予め定めるなど必要な措置をとらなければならない。

2 通信管理者は、非常時等においてもネットワークシステムが機能するよう、常に運用状態にしておかななければならない。ただし、システム管理者が協議により運用停止を承諾した場合は、この限りでない。

## (無線従事者)

第9条 無線局の通信管理者は、無線局の無線設備の操作を行わせるため、無線従事者を選任し、システム管理者に報告しなければならない。

2 無線従事者に異動があった場合、通信管理者はシステム管理者にその旨を報告しなければならない。

3 前1項及び2項の報告について、システム管理者は近畿総合通信局長に届出をおこなう。

## (一時的な運用停止)

第10条 通信管理者は、庁舎の停電等で通信局の一時的な運用停止が必要な場合、システム管理者に報告しなければならない。

2 システム管理者は、前項の一時停止に対して停止期間の通信の確保について必要な措置を指示するものとする。

## 第4章 通信局の管理

### (維持管理)

第11条 システム管理者は、ネットワークシステムの機能が十分発揮できるよう維持管理しなければならない。

2 システム管理者は、各通信局の通信管理者の協力により、各通信局の設備を適正に維持管理するため、年1回以上の定期点検を実施するものとする。

- 3 通信管理者は、通信局の保全を行わなければならない。

(通信試験)

第12条 通信管理者は、定期的に通信の試験を行い、その状況を常に把握しなければならない。

(設備障害の場合の処置)

第13条 通信管理者は、通信局の設備の障害を発見したときは、速やかにシステム管理者に報告しなければならない。

- 2 前項により報告を受けたシステム管理者は、速やかに障害からの復旧に努めなければならない。

- 3 システム管理者は、障害からの復旧のため通信の制限等をおこなうことができる。

(設備の設置場所の変更等)

第14条 通信管理者は、通信局設備の設置場所を変更または庁舎用発電機及び庁舎用電話交換機を更新する必要があるときは、速やかにシステム管理者へ報告しなければならない。

- 2 法第17条第1項に係る無線設備の変更許可が必要な場合、通信管理者は、変更しようとする3ヶ月前までにシステム管理者と協議しなければならない。

- 3 第1項及び前項による変更等が完了したとき通信管理者は、速やかにシステム管理者に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月2日から施行する。
- 2 昭和62年6月3日施行の防災行政無線運用規程は廃止する。
- 3 この規定の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 この規定の改正は、平成18年4月1日から施行する。
- 5 この規定の改正は、平成22年4月1日から施行する。